

会員規約

第1条 (会員)

本カードは、静岡ゴルフグループ（以下併せて「当社」という）が発行するもので、「静岡ゴルフグループ会員カード」（以下「カード」という）といいます。会員とは、本会員規約を承認のうえ申し込み込まれた方で、当社が入会を認められた方をいいます。

第2条 (カード発行)

1. 当社指定の「静岡ゴルフグループ会員入会申込書」（以下「申込書」という）に必要事項記入のうえお申し込みいただきますとカードをお一人につき1枚発行いたします。
2. カード発行費用は、無料とします。

第3条 (年会費・有効期限)

1. 会員は、当社に対し、当社指定の年会費を当社指定の時期に支払うものとします。年会費支払い当日より1年間、特典が有効になります。年会費支払いをもって、会員更新手続き完了とします。なお、支払い済みの年会費は、脱会等の理由の如何を問わず返還しないものとします。
2. カード更新手続きが3年間無い場合は、すべての特典が失効し、会員資格の喪失となります。

第4条 (カード利用)

1. カードは会員本人のみが利用できるものとし、第三者への貸与、譲渡及び、担保提供、相続人への相続をすることは出来ません。
2. カードは、当社の流通ジャンボゴルフ、中田ゴルフガーデン、高部ゴルフセンターの3店舗のみ、施設利用、ボール使用、商品購入やサービスの提供を受ける際にご利用いただけます。但し、特に当社が定める商品及び一部サービスについてご利用できない場合があります。

第5条 (会員特典・提供方法等)

1. 施設ご利用の際は、入場の都度、必ず始めにカードを提示し、入場手続きをしていただくものとします。
2. カードの提示がない場合、または始めに提示されなかった場合は、会員サービスを受けられませんのでご注意ください。
3. サービスの内容につきましては、店内ポスターにて告知します。
4. カードに、ボール回数券、施設利用回数券を付与することが出来ます。
5. 当社が定めるサービスにおいて、サービスポイントを加算します。5Pで当日限り有効のボール1コインと交換します。ただし、カードの最終利用日より1年間、カードの利用が無い場合は、サービスポイントはすべてが無効となります。

第6条 (変更の通知)

1. 会員が当社に届け出た氏名、住所などを変更された場合には、速やかに各店舗または当社窓口にご連絡をするものとします。
2. 前項の通知を行わなかったことにより会員が不利益を被った場合、当社は何ら責任を負わないものとします。

第7条 (紛失・盗難・破損等)

カードを紛失、または盗難、破損等の場合、直ちに当社窓口にご連絡をお願いします。カード再発行手数料500円にて新しいカードの発行及び会員特典（ボール回数券、施設利用回数券、サービスポイント等）を移行するものとします。（会員番号は新しくなります。）ただし、本人確認法で定める運転免許証、パスポート等の本人確認書類を提示または提出するものとします。

第8条 (脱会)

会員は、随時退会できるものとし、脱会を希望される場合は、当社の店舗で退会の申請とカードの返却手続きをしてください。退会をもって会員資格は喪失し、既に付与された特典も失効します。脱会の理由の如何を問わず、チャージされた回数券などは、現金で返還しないものとします。

第9条 (会員情報の取り扱い)

1. 当社は、個人情報保護に関わる法令を遵守いたします。会員から開示を受ける個人情報を本会員規約の範囲内で、静岡ゴルフグループが利用することをあらかじめご了承ください。
2. 会員の個人情報は、当社が個人情報として管理するものとし、次の各号の一に該当する場合は除き、第三者に提供しないものとします。
 - ① 会員の同意が得られた場合
 - ② 法令に基づく場合
 - ③ 守秘義務を締結した第三者に業務委託を行う場合
3. 会員の個人情報は、当社にて厳重に管理・保管し、当社が定める時期に適切な方法で廃棄処分いたします。

第10条 (会員の個人情報の利用目的)

1. 会員から開示を受ける個人情報は、下記の目的の範囲内で利用させていただきます。
 - ① 当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - ② 特典サービスの提供
 - ③ ご意見や感想、およびアンケートのお願い
 - ④ 統計資料の作成

会員に対し、当社から、広告宣伝物などのご案内は、ホームページ上、店舗内及びフロントで情報提供を行います。送付または電話などによる場合があることをあらかじめご了承ください。

2. 会員から開示を受ける個人情報は、下記の場合を除き、第三者に開示しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 個人情報の保護措置を講じた企業に、本会員規約の利用目的の達成に必要な範囲内において業務委託をするとき
3. 個人情報への不当なアクセス又は、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対しては、最善の安全対策を講じます。

第11条 (ジュニア会員)

1. 幼児（3歳以上）から就学している学生（18歳まで）はジュニア会員です。
2. 施設利用料がジュニア割引料金でご利用できます。
3. ジュニア専用回数券（30コイン）を購入することができます。
4. 利用可能時間：9:00~22:00（受付21:30まで）
打席の都合上、お待ちいただく場合やご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
5. 1日の入場制限：1回（但し、当社認定ジュニアはこの限りではありません。）
6. 1日の利用制限：5コイン（但し、当社認定ジュニアはこの限りではありません。）
7. 年齢確認のため、学生証、身分証書などのご提示をお願いすることがあります。
8. 卒業後に一般会員に移行する場合、年会費は引き継ぎできるものとします。コイン残は、6コインにつき1コインに交換し、6コイン未満は切り捨てとします。

第12条 (会員の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合、何ら通知催告を行うことなく、当該会員は会員資格を喪失し、チャージされた特典、累積されたサービスポイントは失効となります。この場合は、会員は当社に対し直ちにカードを返却するものとします。

- ① 本規約に違反し、当社が会員として不適切であると判断したとき
- ② 店舗内で、カード及びビジターカード、見学者カードを不適切に使用したとき
- ③ 入会・変更の申し込みの際、虚偽の申告があったとき
- ④ 3年を超えて会員更新手続きがない場合
- ⑤ 本サービス運営を妨害したとき
- ⑥ 本規約に同意いただけないとき

第13条 (会員特典等の中止・廃止)

当社は次の場合、何ら責任を負うことなく会員特典、サービス内容を中止することがあります。

- ① システム保守または工事でやむをえない場合
- ② 天災地変その他当社の責に帰することが出来ない理由により本サービスの提供が困った場合
- ③ その他、本サービスの運営上の理由により当社のサービスの中止が必要であると判断した場合

当社は、事前に通知することにより、何ら責任を負わないものとします。

第14条 (免責)

1. 会員が本サービスを利用することにより得た情報等について、当社は何ら責任を負わないものとします。
2. 本サービスに起因または関連して生じた会員の損害等について、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 本サービスに関する連絡の遅延、未着などについて、当社は何ら責任を負わないものとします。

第15条 (損害賠償)

カードの利用に関し、故意又は過失により当社又は第三者に対し損害を与えた場合は、民法その他の法令により損害賠償義務の負担を問われることもありますので、ご注意ください。

第16条 (合意管轄裁判所)

カードに関する紛争、係争については当社の本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第17条 (規約の変更)

本規約は、適宜変更できるものとします。本規約を変更または改定した場合は、予め当社の各店舗にて会員にその旨を告知します。その後カードを利用した場合、会員は変更、改定を認めたものとさせていただきます。

第18条 (問い合わせ窓口)

個人情報の開示、訂正、削除の請求、その他個人情報に関するお問合せについては、下記までご連絡をお願いいたします。

静岡ゴルフグループ お客様相談室（高部ゴルフセンター内）

〒424-0061 静岡市清水区大内433-2 TEL. 054-346-0160

受付時間：10:00~21:00

静岡ゴルフグループ会員カード

入会のご案内



中田ゴルフガーデン

静岡市駿河区中田本町 33-28

流通ジャンボゴルフ

静岡市葵区薬師 20-14

高部ゴルフセンター

静岡市清水区大内 433-2

静岡ゴルフグループお客様相談室

TEL. 054-346-0160 (高部ゴルフセンター内)